

長 第 499 号
平成24年9月12日

特別養護老人ホームの施設長
介護老人保健施設の管理者
特定施設入居者生活介護事業所の管理者
訪問看護事業所の管理者

様

山形県健康福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

医師法第20条ただし書きの適切な運用について（通知）

このことについて、厚生労働省医政局医事課長から別添のとおり通知がありましたので、御承知願います。

担当：長寿社会課
事業指導担当 伊藤
TEL023-630-3359
FAX023-630-2271